

もてぎチャンピオンカップレース
参加者および関係者 各位

もてぎチャンピオンカップレース
大会事務局

ピットレーン区分線の変更について

ピットレーンの区切り線をイエローライン(破線)からホワイトライン(実線)に変更されたことに伴い、もてぎチャンピオンカップレース特別規則、およびモビリティリゾートもてぎ四輪一般競技規則を以下のとおり変更する。

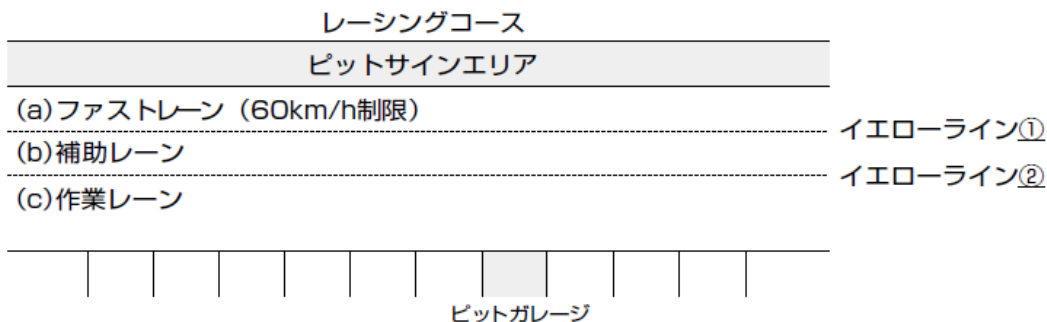
記

【該当条項】

もてぎチャンピオンカップレース 特別規則 第9章 第37条 ～1) ①・②・③
モビリティリゾートもてぎ四輪一般競技規則 第7章 第41条 ～1) ①・②・③

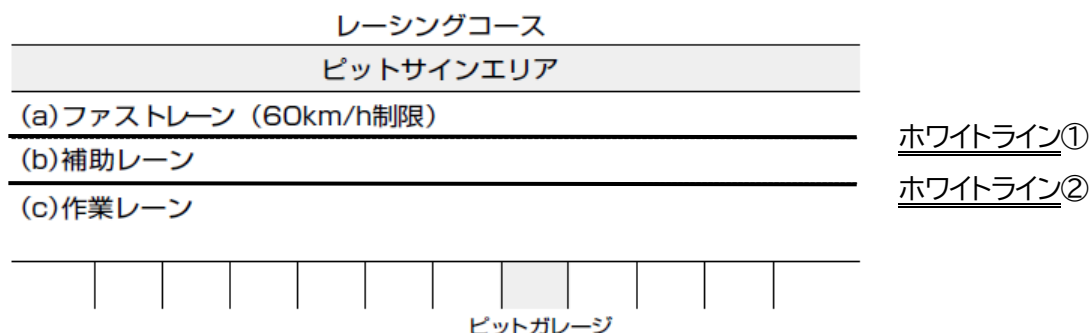
【変更前】

- ～ 1)ピットエリアのライン間の区域は次のように定め、コース(走路)と区別される。
- ① ピットサインエリアとイエローライン①の間は、ピットインおよびピットアウト専用のファストレーンとする。
 - ② イエローライン①とイエローライン②の間は補助レーンとする。
 - ③ イエローライン②とピットの間は、ピット作業のための作業レーンとする。



【変更後】

- ～ 1)ピットエリアのライン間の区域は次のように定め、コース(走路)と区別される。
- ① ピットサインエリアとホワイトライン①の間は、ピットインおよびピットアウト専用のファストレーンとする。
 - ② ホワイトライン①とホワイトライン②の間は補助レーンとする。
 - ③ ホワイトライン②とピットの間は、ピット作業のための作業レーンとする。



※アンダーライン変更箇所。

以上